

# 大阪市立東粉浜小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、「生きる力をはぐくみ、豊かな人間性をもつ子ども」の育成のために「大阪市立東粉浜小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の5点をあげる。

- ① すべての児童の尊厳が守られ、児童を「いじめ」に向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- ② 児童が互いの違いを認め合い、友だちや教職員と信頼できる関係を築き、安心・安全な学校づくりを行う。
- ③ 日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査をしたりして、生活指導のP D C Aサイクルを回しながら、組織的に取り組む。
- ④ 家庭・地域、関係諸機関と連携をとりながら、「いじめ」の事象の情報交流・情報共有を図り解決する。
- ⑤ いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。また、校内では組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。また加害児童保護者に対しても助言を行う。

## 3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

### (1) 授業改善について

- ① 授業を担当するすべての教員が、公開授業を年1回以上行い、「わかる授業」づくりに取り組む。
- ② 授業のはじめ、終わりの「起立・礼・着席」や発表のしかた、聞き方の指導など

全校で統一して規律ある授業態度を育てる。

- ③ 「ことばの力」をつけるために、読解・記述・コミュニケーションなど多様な言語活動を年間計画にしたがって実施し、言語力に視点を置いた授業研究会を全学年で実施し、指導力の向上に取り組む。
- ④ 個に応じた学習指導（個別指導やグループ活動・くり返し指導・習熟度別指導）を計画し、基礎的・基本的な内容を確実に定着させる。
- ⑤ 読書への意欲を高め、読書習慣の確立を図ることにより言語力の育成や想像力豊かな子どもの育成を図る。
- ⑥ 道徳の授業で、善悪の判断・生命の尊重・規則の尊重に重点をおき、公開授業等を通して、家庭・地域とも連携する。
- ⑦ 各教科・領域で体験的な学習やゲストティーチャーの特別授業などの学習を積極的に取り入れ、児童がその成果を発表する場を計画し発表の機会を多くもつ。
- ⑧ 保健学習や学級活動を通して、命の学習やアサーティブな人との関わり方を学ばせる。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 全教職員で児童一人ひとりのよさを認め、自尊感情を高めるために「ほめる・認める・励ます」を指導の基本理念とすることを共通理解する。
- ② 児童会活動では、一人ひとりが学校の一員としての自覚をもち、学校生活が楽しく豊かなものになるよう、自主的・実践的な態度を身に着けさせるとともに、異学年交流やピアサポートの機会等工夫する。
- ③ 集団育成のめあてを全校で共有し、発達段階に応じてソーシャルスキルを身に付けさせる。
- ④ 身の回りの仕事や環境に关心をもたせ、働くことや学ぶことの大切さを知り、自分のよさを活かそうとする態度を育てる。
- ⑤ 夢や希望をもち、自らの目標に向かって努力する態度を育てる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 全校朝会や学年・学級等で日常的にいじめの問題について児童に考えさせる機会をもち「いじめは人間として絶対に許されない」ことであるという認識を徹底する。
- ② 毎学期、「いじめアンケート」を実施し、その結果をもとにいじめの実態調査をし、事実関係を明確にするとともに組織的に解決にむけた対応をする。
- ③ いじめの構造について教職員が共通理解し、児童への指導（傍観者もいじめに加担していること等）にあたる。
- ④ 道徳教育の年間指導計画をたて、計画に基づいた実践をすすめる。
  - ・「善悪の区別」「生命の尊重」「公徳心・規則の尊重」の三項目に重点を置いて、道徳の授業や学校生活のあらゆる場を通して、学期に一回以上取り組む。
  - ・各学年で重点教材を決め、その実践のための指導案を作成し、全教職員に配布し、実践内容を共有化する。
  - ・学習参観や学校公開で道徳の授業を行い、保護者や地域にも取り組みの様子を公開し、連携を図る手立てとする。

- ⑤ 学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校内におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

#### 4. いじめの早期発見についての取組

##### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

##### ① 子どもと向き合う時間を持つ

- 職員朝会を縮小⇒できるだけ教室で子どもの様子を観察したりコミュニケーションを図ったりする機会を増やす。
  - 休み時間や昼休み、放課後は、できるだけ教室や運動場で話をしたりいっしょに遊んだりして子どものささいな変化に気づくことができるようになる。
  - 日記や生活ノート、ふりかえりカードなどを活用し、児童一人ひとりとコミュニケーションを密にする。
- ② 朝の健康観察を重視する。
- ③ 保健室と担任の連絡を強化し、気づきを早期に共有し管理職への報告を速やかにする。
- ④ 校舎内の点検を日常的にしていく。（全職員が意識を持って行う）
- ⑤ 児童の変化の記録等で情報を正確に蓄積し、共有化を図る。
- ⑥ いじめアンケート調査を毎学期末に実施し、把握した調査結果を基に指導を図る。また、その内容を全教職員で共有する。
- ⑦ 「いじめ虐待予防委員会」を毎学期始めと終わりに開催する。本校では、外部委員として民生主任児童委員や必要に応じて区の子育て支援室、子ども相談センター等の外部機関からの参加も得て、事象の情報を共有し解決を図る。

#### 5. いじめの早期解決についての取組

##### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

##### 学校の対応

- ⇒隠蔽しない・誠意ある対応をする・窓口を一本化して対応する
- ⇒被害児童生徒及びその保護者への適切な情報提供を行う
- ⇒教育委員会へ報告を行う

##### ① いじめ事案等を委員会へ報告する。

⇒「いじめ」の事象に限らず、児童のささいな事象も、管理職へ報告する。

- (ア) 情報を得て「いじめ・虐待防止委員会」は、関係児童から事情を聴きとるなどして、いじめの有無を確認する。個々の事情を勘案し、柔軟かつ適切な対応ができるようにする。

- (イ) 被害児童の保護を第一に行ったうえで、加害児童への指導に当たる。いじめられた児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたは絶対悪くない」ことをはっきりと伝える。
- (ウ) いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、事実が確認された場合、複数職員が連携し、指導にあたる。
- (エ) 担任だけでなく、つながりのある教職員を中心に、即日家庭訪問等により保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童・保護者に対しどける限り不安を取り除くようにし、児童の安全確保に努める。
- (オ) 子育て相談室、子ども相談センター等の外部機関と連携をとりながら解決を図る。場合によっては警察などの関係機関とも連携を図っていく。
- (カ) 被害児童の保護者と懇談し、被害児童の安全安心が図れるように対応していく。加害児童に対しても保護者と懇談し、問題解決を図る。
- (キ) ネット上の不適切な書き込みに対して「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用したり、法務局の協力を得て、プロバイダに削除依頼をしたりするなどの対応をする。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

#### ○ 生活指導部会

【管理職（◎校長・教頭）・生活指導部長・部員（各学年1名）・人権教育部長・特別支援教育主任（コーディネーター）・教務主任・養護教諭】

### (2) 学校・地域・関係諸機関の組織

#### ○ いじめ虐待防止委員会

校内【管理職（◎校長・教頭）・生活指導部長・人権教育部長・特別支援教育主任・教務主任・養護教諭・関係する学級の担任】

地域【民生主任児童委員3名、民生児童委員1名】

【区子育て相談室数名、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー】  
必要に応じ 子ども相談センター等

### (3) 役割

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

### (4) 年間計画

#### 【調査等】

①児童対象いじめアンケート調査 年3回

②教育相談を通じた学級担任による児童生徒からの聞き取り調査  
年3回及び必要に応じて随時行う。

#### 【研修会】

- ・人権教育研修会（児童の様子の交流）（5月・2月）  
(児童理解のために 毎月、職員会議において)
- ・特別支援教育研修会（5月・2月）（毎月、職員会議において）

- ・生活指導に関わる情報研修会（随時）

## 7. 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 本基本方針をホームページなどで情報発信し、保護者・地域へいじめ問題に対する学校の対応の姿勢を周知する。
- ② いじめ問題が発生した場合には、学校協議会へ報告し、協力・支援体制をつくる。
- ③ 学期に一回程度「いじめ虐待防止委員会」を開く。また、外部委員を交えて、学内・地域での児童の情報を共有する。

## 8. 取組内容の検証

- ① 学校評価のP D C Aサイクルを活用して、次年度への課題を検証する。
- ② 学校評価においては、いじめの有無や件数のみを評価するのではなく、問題を隠さずいじめの実態把握や対応したことを評価し、その結果を受け改善に取り組む。

## 9. 重大事案への対処

- (1) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- (2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

- ① 専門的知識や経験を有する第三者の参加する重大事態の調査組織を設置する。
- ② 調査組織は、重大事態と至る要因となつたいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景、児童の人間関係、学校の対応などの事実関係を可能な限り、網羅的に明確にする。この際、客観的な事実関係を速やかに調査する。学校が先行して行った調査資料も再分析や必要に応じて再調査を行う。
- ③ いじめをうけた児童及び保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ④ 調査結果を学校の設置者に報告し、その結果を受けて必要な措置を講じる。
- ⑤ 教育委員会が調査主体になる場合には、資料の提出など調査に協力する。

※ いじめ発見の際の流れ

